

地方税の不納欠損処理額

(単位：億円)

① 地方税法第15条の7第4項（滞納処分の執行停止3年継続）に基づくもの

	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度
都道府県分	136	94	74	83	67	56
市町村分	203	170	156	145	139	148

② 地方税法第15条の7第5項（滞納処分の執行停止に係る即時消滅）に基づくもの

	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度
都道府県分	76	80	68	55	69	85
市町村分	222	172	154	131	142	132

③ 地方税法第18条（地方税の消滅時効）に基づくもの

	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度
都道府県分	34	27	25	24	19	16
市町村分	191	162	146	126	121	118

不納欠損処理額合計

	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度
都道府県分	246	202	167	161	155	156
市町村分	616	504	455	402	402	399
地方税計	861	705	622	564	558	555
税収に対する割合	0.21%	0.17%	0.15%	0.13%	0.13%	0.12%

- (注) 1 不納欠損処理額の内訳が不明な場合は、不明分以外の比率で按分している。
 2 本税分のみ額であり、延滞金、加算金等は含まない。
 3 国民健康保険税分は含まない。
 4 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

- 不納欠損額平均(平成30～令和5年度)
 国税：656億円／年 地方税：644億円／年
 ○ 不納欠損額／税収の比率平均(平成30～令和5年度)
 国税：0.09% 地方税：0.15%